

出席停止のお知らせ

平成 年 月 日

保護者様

年 組 氏名

焼津高等学校長

下記の疾患のため、学校保健安全法第19条の規定により、出席を停止します。

第一種	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱 重症急性呼吸器症候群(SARS)、痘そう、ペスト マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、コレラ 細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス及びパラチフス、 鳥インフルエンザ(H5N1型に限る)	治癒するまで
	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1型)を除く)	発症した後5日を経過しかつ、解熱した後2日を経過するまで
第二種	百日咳	特有な咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎 菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症	
流行性角結膜炎		
急性出血性結膜炎		
その他の感染症()		

出席停止期間中は、医師の指示に従い休養させ、許可がでるまで登校を控えてください。
(停止期間中は、欠席となりませんので、ご承知おきください。)

登校させるときは、下記の証明書に記入していただき、学校へ提出してください。

登校許可証明書	
1 病名	_____
2 出席停止期間	月 日～ 月 日
3 その他指導事項	_____
上記の疾病はすでに感染する恐れがなくなりましたので、登校しても差し支えないものと認めます。	
平成 年 月 日	
医師名	印